

日連 23 第 842 号
(業 1 第 82 号)
平成 23 年 10 月 17 日

税制審議会会長 殿

日本税理士会連合会
会長 池田 隼 啓

諮 問

貴審議会に下記の事項を諮問します。

記

一、青色申告制度のあり方について

(諮問の趣旨)

主要な税目に申告納税制度を採用しているわが国の税制において、正確な記帳を前提とする青色申告制度は、申告水準の向上に資するとともに、申告納税制度の定着にも寄与してきたところです。

しかしながら、青色申告制度の普及状況を見ると、法人については 90%程度に達しているものの、個人事業者の場合は 50%台に止まっているのが現状であり、昭和 25 年の導入後 60 年余が経過した現在において、改めて同制度の意義を検証してみる必要があると思われれます。

この点に関して、近時の税制の動向をみると、徐々に白色申告者の記帳義務の強化が図られ、青色申告者との差異が相対的に薄れつつあります。このため、青色申告者についてのみ認められている様々な特典が課税の公平を害しているのではないかという指摘がある一方で、適正な申告水準を維持するためには、青色申告者に対する特典をより拡充すべきであるという意見もあります。

また、個別の論点としては、青色専従者給与制度や青色申告特別控除制度のあり方のほか、青色申告の承認や取消し、更正処分に係る理由附記など手続上の問題も再検討する必要があると思われれます。さらに、仕入税額控除の適用要件として記帳と証憑の保存を定めている消費税について、青色申告制度との関係も検討すべき課題であると考えられれます。

そこで、青色申告制度の現状を踏まえ、そのあり方について検討していただきたく、貴審議会に諮問いたします。